

経済産業省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成17年7月27日
経済産業省

「京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成17年4月28日閣議決定。以下、「政府の実行計画」という。）に基づき、経済産業省が行う具体的細目的措置を以下のとおり定める。

一．対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、原則として以下の部局において経済産業省が行うすべての事務及び事業とする。

本省（資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、特許庁、中小企業庁を含む。）
経済産業局、経済産業研修所、産業保安監督部等、原子力保安検査官事務所

二．対象期間

本計画は、平成18年度までの期間を対象とする。また、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しをするものとする。

三．目標

本計画は、各組織の実績を踏まえつつ、以下に掲げた取り組みを徹底することによって、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入することを通じて社会全体への普及を牽引する役割を果たすとともに、平成13年度比で平成18年度までに経済産業省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標とする。

また、当省は環境・エネルギー政策を所管する省庁であり、当省が排出している温室効果ガスのほぼすべてがエネルギー起源CO₂であることから、エネルギー使用量についても平成13年度比で平成18年度までに7%削減することを目標とする。

四．事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態

本計画の期間中、毎年度、経済産業省の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、公表する。

五．措置の内容

1．財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

一般公用車については、平成16年度において低公害車比率100%を達成しており、今後はこれを維持する。一般公用車以外の公用車については現時点では14台中8台が低公害車になっているが、残りのうち平成18年度までに更新予定の4台について、すべて低公害車に更新する。

燃料電池車については、現在、率先して2台を導入しているところであり、今後ともこれを維持するとともに、自動車会社各社の供給余力や他府省における導入状況を踏まえつつ、更なる導入増について検討する。

ハイブリッド自動車については、平成16年度に既にそれぞれ72台を導入しており、公用車の更新の際には可能な限り積極的な導入を検討していく。

一般公用車の買換えにあたっては、低公害車のなかでも温室効果ガス排出の少ない車の導入を優先的に進め、当該車の積極的活用を検討していく。

(2) 自動車の効率的利用

一般公用車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するための調査・分析を行い、当該結果に基づいて、エコドライブ研修受講等の燃費改善措置を検討・実行していく。

アイドリング・ストップ装置付きの公用車は既に21台導入済みである。またそれ以外の公用車についても、アイドリング・ストップの励行について、ポスターの掲示、シール添付などにより周知徹底を行っている。引き続きこれらの対策を継続していく。

有料道路を利用する公用車については、すべてについてETC車載器の搭載をしているところであり、これを維持していく。

3メディア対応型の道路交通情報通信システム(VICS)対応車載機については、すべての公用車に導入済みであり、引き続き積極的に活用して

いく。

毎日の定期点検においてタイヤ空気圧調整等の点検・整備を行っているが、引き続き実施していく。

カーエアコンについては、適切な温度設定にできるよう引き続き周知徹底を行っていく。

通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

霞が関地域において、毎月第一月曜日は、警備上、業務上支障のある場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、館内放送などを通じて省内に周知徹底するとともに、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。

来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

(3) 自転車の利用

現在、本省（含む特許庁）には40台の自転車を導入済みであり、今後は、「霞が関自転車利用システム」（平成11年2月）のさらなる活用なども含め、自転車の共同利用を一層推進する。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

省エネルギー型OA機器等の導入等

- ・ 現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えおよび新規購入にあたっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。特に、蛍光灯については、省エネタイプへの切り替えを順次進めているが、平成18年度までに全て切り替えを完了させる。

(5) 用紙類の使用量の削減

コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位で把握し、管理し、削減を図る。

会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。

各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

両面印刷・両面コピー・縮小コピー（複数ページを1ページに縮小してコ

ピー)の徹底を図る。

内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙(ミスコピーや使用済文書等)については、再使用、再生利用の徹底を図る。

使用済み用紙の裏紙使用を図る。

使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

A四判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。

温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、引き続き再生紙を使用した製品を利用する。

印刷物については、再生紙や間伐材を原料とする紙を使用するものとする。また、再生紙使用の際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを引き続き使用していく。

間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。

初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(7) HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を引き続き行っていく。

エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

電気機械器具からのSF6の回収・破壊等庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。

環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。

資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、都市ガス、L P G等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。燃焼設備の改修に当たっては、都市ガス、L P G等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。

重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

平成16年度に当省で実施したE S C O診断に基づき、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう費用対効果やその他の制約条件も考慮に入れつつ、順次計画的に、設備・機器の導入や改修、運用改善を行っていく。

イ 製品等の長期使用等

その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。

詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。

弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。

庁舎内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛けているところ。これを引き続き継続する。

机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。

部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

庁舎内の自動販売機について、設置実態を詳細に把握し、可能な限り省エネタイプ機器への交換を設置業者へ奨励していく。

エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確

立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の排出の抑制

エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。

庁舎から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

（1）既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物のエネルギー使用状況等の診断及び温室効果ガスの排出の抑制等に資する改修を、可能な限り平成18年度末までに重点的に実施する。その際には、費用対効果やその他の制約条件を踏まえた検討を行う。本省庁舎においては、平成16年度にE S C O診断を実施し提案された以下の省エネ技術について導入を行ったところであり、今後はその効果についてモニタリングを行う。

<本省庁舎におけるE S C O事業で提案された省エネルギー技術の例>

- ・ 機械室等の換気量制御
- ・ 別館冷凍機の冷却水温度設定値の変更
- ・ 別館冷凍機の冷水出口温度の変更
- ・ 別館空調機の立ち上がり時外気カット
- ・ CO₂濃度による外気量制御（別館）
- ・ 別館女子トイレ「自動洗浄弁＋擬音装置」取り付け
- ・ 本館1階以上の誘導灯を高輝度タイプに変更

また、E S C O事業の成果についての情報提供等を通じて他省庁等への導入を促進する。具体的には、本省に引き続き、可能な庁舎についてはE S C O事業のフェージビリティ・スタディを実施し、可能な限りの幅広い導入を図る。

（2）温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。

断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。

建築物の建築等に当たっては支障のない限り再生産可能な資源である木

材の利用に努める。

安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。

損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

電力負荷平準化に資する蓄熱システムやガス冷房等の機器の導入促進について、費用対効果や他の制約条件を踏まえつつ、検討を行っていく。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備については、本省庁舎の計画的な設備改修を行ってきているが、引き続き実施していく。今後は、本省庁舎以外の庁舎にも高効率空調機を可能な限り幅広く導入するよう検討を行っていく。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28℃、暖房の場合は19℃）を、引き続き徹底していく。

(5) 太陽光発電等新エネルギーの有効利用

太陽光発電装置は、本省庁舎において11年度に2.6kW、14年度に40kWの設備を導入済みであり、年間発電電力量は約42,700kWhとなっている。今後とも、建築物の規模、構造物等の制約の範囲内で、太陽光発電、燃料電池等を可能な限り幅広く導入する。

(6) 水の有効利用

本省庁舎においては、現在、中央合同庁舎5号館のエネルギーセンターから中水を導入しトイレに利用しているが、継続して利用する。

本省庁舎以外についても、雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を極力図る。

感知式の洗浄弁、自動水栓については既に設置済みであり、今後改修等を行う際にも引き続きこれを維持する。

(7) 周辺や屋上の緑化

本省庁舎については平成17年度に、別館屋上の緑化と、中庭駐車場の遮熱舗装への改装を予定。

上記以外についても、敷地内等における緑化を可能な限り検討・実施していく。

(8) その他

- ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施
建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択を発注者として促す。
出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。
建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
- イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施
グリーン庁舎の整備を引き続き推進する。
断熱性能の向上のため、ひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、費用対効果や他の制約条件を踏まえつつ可能な限り整備を進める。
定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
白熱灯の蛍光灯への切替えを極力図る。
屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

- ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等
省CO₂に資する適正な施設の運用管理を徹底する。具体的には以下の項目について取り組む。
照明については、本省庁舎の別館については高効率照明への交換および人感センサーの導入済みである。本館についても、トイレなど順次導入しており、平成18年度までに高効率照明及びセンサーの導入を実施する。本省庁舎以外の庁舎についても、省エネルギー型機器への交換を図るとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
OA機器、家電製品については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28℃、暖房の場合

は19)を、引き続き徹底していく。(再掲)

夏季における執務室での服装については、暑さをしのぎやすい軽装の励行を引き続き行う。

冷暖房中においては、外部との出入り口の開放禁止の徹底、窓の施錠およびブラインドの使用を徹底する。

発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。

深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、並びに職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため、水曜日の午後五時以降は、主催会議の中止を進める。

職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。

昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。

職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進めるとともに、上り2階、下り3階までの移動については階段の使用を励行する。

給湯器へのエコノマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。

費用対効果及びその他の技術的制約条件等を踏まえつつ、施設規模に応じたCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器等の高効率給湯器の導入の可能性を検討する。

冷蔵庫の効率的使用を図る。

イ 庁舎における節水等の推進

家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。

必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。

必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。

水漏れ点検の徹底を図る。

公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を引き続き行っていく。

(2) ごみの分別

事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。

分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。

使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。

紙の使用量の抑制を図る。(再掲)

リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。

事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。(再掲)

分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。(再掲)

不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。(再掲)

シュレッダーの使用は秘密文書及び個人情報に記載された文書の廃棄の場合のみに制限する。

コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。

食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用を行う。

庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。(再掲)

廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう引き続き努める。

物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に引き続き努める。

(4) 電力の調達方式の検討

庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を早急に検討して成案を得、18年以降に行われる入札については、すべて省CO₂化の要素を考慮した購入方式にて行う。

4 . 職員に対する研修等

(1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

地球温暖化対策に関する研修については、平成16年度においては環境政策研修、省エネルギー担当官研修などを実施しているところであり、今後とも引き続き実施していく。

庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

国が主唱する環境関係の諸行事において、地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。

希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう、休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。

(3) その他

平成17年度秋を目標に、職員から「エコ・アイデア」を募集した上で「環境配慮の方針本部幹事会」において省CO2行動ルール」を策定し、全職員に周知徹底を図る。

二．実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の策定・評価・点検は、「環境配慮の方針推進本部幹事会」において実施するものとする。管理統括は産業技術環境局長が行う。庶務は産業技術環境局環境政策課において行う。

当省の実施計画の実施状況については、自主的に点検を行い、その結果を踏まえ、地球温暖化対策推進本部幹事会において、毎年、成果をとりまとめた上、環境白書等適切な方法を通じ公表する。点検に当たっては、PDCA評価のための指標を設定して評価することとし、透明性の確保の観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との比較を行う等の評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改変等の要因分析もあわせて公表することとする。

総務省の行政評価・監視において、政府の実行計画の実施状況について調査が行われる場合には、これに積極的に対応する。